

平成18年2月15日

## 県境再生対策室

### 平成17年度県境不法投棄事案に係る周辺環境等 モニタリング調査の結果について（第9回目）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 水質モニタリング調査の結果について

平成17年12月7日に水質モニタリングを実施したところ、現場内から「排水基準値」又は「環境基準値」を超える値が検出されましたが、周辺からは「環境基準値」を超える値は検出されませんでした。

#### (1) 周辺環境水（河川・湧水等）

熊原川（飯豊橋）（ア-22）ほか9地点について調査を実施しましたが、測定した全ての項目で「環境基準値」を下回りました（別表1及び別図1のとおり）。

#### (2) 周辺地下水

南側県境（ア-23）ほか2地点について調査を実施しましたが、測定した全ての項目で「環境基準値」を下回りました（別表2及び別図1のとおり）。

#### (3) 排水・浸出水

水質E堰堤ヒューム管（ア-3）からベンゼン及びほう素が「排水基準値」を超える値で検出されました（別表3及び別図2のとおり）。

- ・ベンゼン 0.15 mg/l（排水基準値：0.1 mg/l 以下）
- ・ほう素 22 mg/l（排水基準値：10 mg/l 以下）

#### (4) 場内地下水

No.8井戸ラグーン脇（ア-6）ほか9地点について調査を実施しましたが、No.12井戸堰堤下流南側（ア-8）からベンゼンが、中央谷下流斜面（ア-10）からは鉛が「環境基準値」を超える値で検出されました。

また、県境-1（ア-25）から1,1-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、県境-5（ア-29）からはベンゼンが「環境基準値」を超える値で検出されました（別表4及び別図2のとおり）。

- ・No.12井戸堰堤下流南側（ア-8）
  - ベンゼン 0.014 mg/l（環境基準値：0.01 mg/l 以下）
- ・中央谷下流斜面（ア-10）

鉛	0.012 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
・ 県境 - 1 (ア - 25)	
1,1-ジクロロエチレン	0.040 mg/ℓ (環境基準値 : 0.02 mg/ℓ 以下)
テトラクロロエチレン	0.013 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
・ 県境 - 5 (ア - 29)	
ベンゼン	0.020 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)

(5) 水道原水

新水道水源 (ア - 32) について調査を実施しましたが、測定した全ての項目で「水道水質基準 (供給水)」に適合していました (別表5 及び別図1のとおり)。